

# 地 域 再 生 計 画

## 1 地域再生計画の名称

くしろ木づなプロジェクト

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

釧路市

## 3 地域再生計画の区域

釧路市の全域

## 4 地域再生計画の目標

本市は、阿寒、釧路湿原の2つの国立公園をはじめ、ヒブナの生息地として天然記念物に指定されている春採湖を有するなど、貴重で豊かな自然に恵まれている。なかでも、行政面積の74%を占める森林は10.1万haと、全国の自治体の中で第9位の面積を誇っている。一方で、本市は人口約18万人を有する北海道東部の拠点としての都市機能と豊富な森林資源を併せ持つ「森林都市」となっている。

この広大な森林は、木材の生産のみならず、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止や水源のかん養などの多面的機能を有しているほか、四季折々の美しい景観により安らぎを与えてくれる貴重な財産である。また、昭和40年前後に積極的に植栽された本市の森林資源は利用期を迎えており、森林を適切に管理しながら木材を有効利用することが求められている。

しかし、木材などの林産物の供給などを通じて森林を支えている林業及び木材産業等は、担い手の高齢化や木材価格の低迷などから事業活動が停滞しており、地域内における木材の利用低下を招き、また、一方で伐採の増加に造林が追いつかず伐採跡地が増加するなど、森林の有する公益的機能の持続的発揮にも懸念が生じている。

このような現状において、地域の木材の需要拡大及びその地域内の循環を進めることは、森林から生産される木材等の収益が森林の整備や保全に再び向けられ、森

林資源の循環利用につながり、そして、森林・林業の再生や地域経済の活性化、雇用の創出を図るうえでも重要である。

このことから、本市は、平成22年に市内の林業・木材産業関係者、工務店、設計士、エンドユーザー、研究者、行政など木材供給側から需要側までの幅広い関係者による「釧路森林資源活用円卓会議」(以下、「円卓会議」という)を立ち上げ、関係者の合意形成による林業・木材産業の振興を進めている。

円卓会議での議論をもとに、適切な森林管理と木材利用の拡大をすすめるため、「くしろ木づなプロジェクト」として、市内森林資源の現状把握、高付加価値化に向けた加工技術の検討や新商品開発、地域材利活用を進めるための人材育成などを実施してきた。

上記について踏まえたうえで、地域再生計画の目標として、次の5つを掲げる。

- ① 森林資源の域内利用率を、3割（平成24年度）から4割（平成29年度）へ向上させる。
- ② 木材産業従事者を、121人（平成24年度）から125人（平成29年度）に増加させる。
- ③ 林業等に関する技術力向上等のための人材育成研修について  
平成24年度 年3回開催 参加者数1回約20名・年間約60名を  
平成25年度 年4回開催 参加者数1回約30名・年間約120名と  
増加を図り、後年次もこれを維持する。

このことで、林業・木材産業等に関わる人たちの、地域材に係る知識・技術力・商品開発力等を高め、地域材の利用促進そして雇用の増加や経済の活性化につなげていく。

- ④ 一般市民向けの普及啓発イベントについて

平成25年度から毎年度1回、参加者100名、5年間でのべ500名の参加を集め、より多くの市民に地域の森林や地域材について理解してもらい、周知・認知度を増加させる。

このことで、消費拡大や消費者ニーズの把握などを図り、地域材の利用促進につなげていく。

- ⑤ 市内小学校における木育の実施について

地域材を活用した机を林業に係る教材として使用することなどにより、木育の推進を図り、児童の地域の林業及び木材に対する理解を高める。

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

円卓会議におけるこれまでの取組を受け、①地域材の有効利用を進めるため、「地域材利活用の推進とブランド化・6次産業化」②市民など関係者の協働を進めるため、「教育・子育て分野との連携による「木育」の推進」③森林の有する多面的機能の高度発揮を図る森林づくりを進めるため、「循環型森林経営の確立と安定的な地域材の供給」を行う。本計画においては、引き続き円卓会議において地域の抱える課題を関係者で共有し、これら特定政策課題の解決に資する取組を行っていく。

### 5-2 特定政策課題に関する事項

#### (1) 特定政策課題の内容

##### ① 地域材利活用の推進とブランド化・6次産業化

低利用にとどまる地域資源である木材の有効利用を図るには、木造の公共施設や一般住宅を増加させるのに加えて、地域の消費者ニーズを踏まえた「売れる」商品の開発、消費者に対する普及啓発、ブランド化等の取組が必要となる。

過去2か年、地域材を活用した長期優良住宅の提供や、「木づなプロジェクト」として、耐久性に優れた木製学習机や鉏路湿原で利用される木製カヌーの開発を進めてきたが、観光業・農業・水産業など、本市の基幹産業と連携した6次産業化のさらなる検討が必要で、今後の課題となっている。

##### ② 教育・子育て分野との連携による「木育」の推進

林業・木材産業を真の地場産業として定着し木材の利用が進むためには、長期的な観点から、地域の森林や木材に対する理解が進むことが重要であるが、一般への認知度はまだ低いのが現状である。今後は、教育・子育て分野との連携による木育(※)の推進が必要となる。

※木育とは、子供をはじめとするすべての人が「木とふれあい、木に学び、木と生きる」取組みである。それは、子供のころから木を身近に使っていくことを通じて、人と、木や森とのかかわりを主体的に考えられる豊かな心を育むことである。

##### ③ 循環型森林経営の確立と安定的な地域材の供給

森林には、洪水や渇水を防ぐとともに、きれいな水を供給する機能や山崩れを防ぐ機能、二酸化炭素を吸収し地球温暖化を防止する機能を有する。これらの多面的な機能を維持

ししつつ、木材を供給しながらも適切な森林づくりを進めるため、「植えて・育てて・使って・また植える」循環型森林経営の確立が必要となる。

## (2) 当該事業の実施による特定政策課題の解決に対する寄与の程度

### ① 地域材利活用の推進・ブランド化・6次産業化

円卓会議による検討や他分野との調整、研究機関との連携による技術・商品開発が必要であるが、自治体の財源のみでは限界があるため、特定地域再生事業費補助金等により取組の推進が図られる。

### ② 教育・子育て分野と連携した「木育」の推進

教員・ボランティア団体、市民等のマンパワーによるところも大きいですが、必要な物品の購入や副読本への掲載、木のプールづくり運動に係る各経費等は既存の補助事業では対応できないため、特定地域再生事業費補助金による事業の実施が不可欠である。

### ③ 循環型森林経営の確立と安定的な地域材の供給

地域材の利活用を進めるためには、持続的な循環型森林経営を確立し、安定的な地域材供給を図る必要があるが、このことについては、森林計画制度の適切な運用と林野公共・非公共補助事業など、既存制度の活用により対応が可能である。

## 5-3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

## 5-4 その他の事業

### 5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

特定地域再生推進事業費補助金【D2002】

【事業主体】釧路市

#### (1) 地域材利活用の推進とブランド化・6次産業化

##### 【事業内容】

消費者や地域の基幹産業との連携を深め、地域材利用商品の販路拡大を目指す。

- ・研究機関との連携による商品・技術開発
- ・森林・木材に関する普及啓発イベントの開催

- ・人材育成研修・シンポジウム等の開催
- ・観光施設・農水産施設・飲食施設等における木製品の利用推進

## (2) 教育・子育て分野との連携による「木育」の推進

### 【事業内容】

学校教育において、ふるさとの森林・木材について学び、触れ合う環境を整備することで、地域資源に対する知識の醸成や、誇り・愛着を育む。

市民やボランティア団体等との協働により、「日本一の木のプールづくり」をスローガンとした木製遊具を作り上げる運動を展開することで、市民が協働して地域の子供を育てる機運を醸成する。

- ・モデル校における地域材を使用した学習機の整備
- ・林業・木材産業を副読本への掲載と配布
- ・林業・木材産業関係者、行政等による「出前講座」
- ・木育イベントの実施
- ・「日本一の木のプールづくり」運動の展開

## 5-4-2 その他支援措置によらない独自の取組

### (1) 森林整備加速化・林業再生事業

- ・木造公共施設の整備【林野庁】

釧路市動物園アルパカ舎の木造化、阿寒湖畔スキー場ウォッチングハウス(グリーンツーリズムの拠点施設)の建築

- ・林業専用道整備【林野庁】

計画的な森林施業を実施するための林内路網整備

### (2) 森林環境保全直接支援事業

- ・市有林の整備【林野庁】

釧路市有林経営計画に基づく計画的な植栽、保育、間伐、主伐の実施

### (3) 地域型住宅ブランド化事業

- ・一般住宅における地域材利用の促進【国土交通省】

地域材を活用した長期優良住宅の建築を進めるにあたり、地域の中小事業者によるグループを形成し、独自ルール基準を設けることにより住宅のブランド化を図る。

(4) その他

・木造公共施設に関するアンケート調査の実施【市単独事業】

市がこれまでに整備してきた木造公共施設における利用者アンケートを実施する。

**6 計画期間**

認定の日～平成29年度

**7 目標の達成状況に係る評価に関する事項**

森林資源の域内利用率及び木材産業従事者については、北海道釧路総合振興局及び林業に係る関係事業者などへの調査を実施することにより、目標の達成状況の評価する。